第３４回 蘭越町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和５年４月２８日（金）午後２時００分から午後３時００分

２　開催場所　　蘭越町役場３階委員会室

３　出席委員　　１５人

会　長	１５番	中井　　悟			
会長職務代理	７番	西元　道啓			
委　員	１番	黒川　利光	２番	近藤　一祝	
	３番	髙山　重人	５番	岩間　勇市	
	６番	宮武　正人	８番	吉田　靖志	
	９番	石井　妙司	１０番	金子　辰四郎	
	１１番	安田　伸二	１２番	坂野　幸夫	
	１３番	坂井　明治	１４番	杉本　峯一	
	１６番	伊藤　忠幸			

４　議事日程

第１　　会議録署名委員の指名について

第２　　会期の決定について

第３　　諸報告について

第４　　現況証明願いについて

第５　　農地法第１８条第６項の規定による通知について

第６　　農地法第３条の規定による許可申請について

第７　　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第８　　後志地方農業委員会連合会定期総会について

第９　　地区別農業委員会会長・事務局長会議について

５　農業委員会事務局職員　事務局長　高田　幸則

農地係長　小柳　大騎

６　会議の概要

議　長　ただいまの出席委員は、　１５　名であります。
定足数に達しておりますので、これから第　３４　回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
それでは、日程に従って進めてまいります。
日程第１、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし。

議　長　それでは、１０番 金子 委員 と１１番 安田 委員を指名いたします。
日程第２、会期の決定についてを議題とします。
本日の総会の会期は、本日１日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全委員　異議なし。

議　長　異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決しました。
日程第３、諸般の報告についてを議題とします。
第３３回の総会以降の諸般について、報告いたします。

４月１２日　育苗施設安全祈願　育苗施設
４月１４日　後志地方農業委員会連合会会計監査
後志地方農業委員会連合会役員会
後志地方農業委員会連合会定期総会
地区別農業委員会会長・事務局長会議
倶知安町　ホテル第一会舘
４月２６日　北の魚つきの森推進協議会総会　役場

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４、議案第１号、現況証明願いについてを議題とします。
番号１番について、上程します。

引き続き、担当委員から調査の報告をお願いします。

１２番（坂野委員）

黒川委員、石井委員と私とで場所を確認してきました。場所は○○の途中の昔○○があった所から○○ほど○○に向かって進み、右手に入って行ったところです。この写真でいうと真ん中の林の黒い部分が現況証明該当地なのですけれども、農地・採草放牧地以外と確認しました。

議　長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

（質疑なし）

議　長

質疑なしと認めます。

本案については、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第５、議案第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。

番号１番から番号５番について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）

議案第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和５年４月２８日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は令和４年９月５日から令和５年９月４日までで強化法によるものです。通知年月日は令和５年４月１４日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年４月２８日です。解約理由は、契約内容の変更をするためです。

番号２番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は令和４年６月３０日から令和１４年６月

２８日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年４月１７日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年４月２８日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号３番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は令和２年４月８日から令和７年４月７日までで強化法によるものです。通知年月日は令和５年４月１７日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年４月２８日です。解約理由は、耕作できないためです。

番号４番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は平成２８年３月４日から令和８年３月３日までで強化法によるものです。通知年月日は令和５年４月２１日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年４月２８日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号５番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、畑で○○㎡です。契約期間は昭和６３年６月３０日から平成１０年１１月３０日までで農地法によるものです。通知年月日は令和５年４月１３日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年４月２８日です。解約理由は、耕作できないためです。

ご審議お願いします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

２番
（近藤委員）

番号１番から３番について説明します。まず１番なのですけれども、内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、○○さんの住宅のすぐ隣なのですけれども、○○を渡ってすぐ左手になります。○○をまたいで右と左に分かれて５筆、上の方に離れて１筆あります。

２番の場所は、○○のすぐ上です。ここは３筆であります。

３番は、図面の○○の途中から左に上がって先ほどの１番の土地と地続きの１筆になります。また、後ほど出てきますので、よろしくお願いいたします。

１３番
（坂井委員）

番号４番について説明します。内容につきましては事務局説明のとおりでございます。場所ですが、○○の○○m○○に下がっ

	た場所でございます。よろしくお願いいたします。
１番 （黒川委員）	番号５番について説明します。内容は事務局説明のとおりでございます。場所は、〇〇から〇〇に向かって〇〇位行ったら右側の方に〇〇さんの実家がございます。そこの裏手の一角になります。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	議案第１号は、原案のとおり受理することとします。 本案の番号１番から番号５番については、原案のとおり受理することとします。 番号６番について上程します。 農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。（〇〇委員退席） 再開します。 事務局から説明願います。
事務局 （小柳係長）	番号６番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成２９年１２月６日から令和９年１２月５日までで強化法によるものです。通知年月日は令和５年４月１７日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和５年４月２８日です。解約理由は、譲渡するためです。 ご審議お願いします。

議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
１２番 （坂野委員）	番号６番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所は、〇〇の近くの圃場です。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	議案第１号は、原案のとおり受理することとします。 本案の番号６番については、原案のとおり受理することとします。 暫時休憩とします。（〇〇委員着席） 再開します。 日程第６、議案第３号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。 番号１番について、上程します。 事務局から説明願います。
事務局 （小柳係長）	議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び所有権の移転をするため、農地法第３条第１項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和５年４月２８日提出。蘭越町農業委員会長名。 番号１番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は贈与、譲渡理由は耕作できないため賃貸借契約者に農地を贈与するためです。価格は無償で

	す。権利移転の日は、農地法第３条許可の日です。 調査書は別紙のとおりです。 ご審議お願いします。
議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
２番 （近藤委員）	先ほど１号議案でも出ました場所と同じです。よろしくお願いいたします。
議　長	これより、質疑及びご意見を伺います。 質疑・ご意見はありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	本案の番号１番について、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。 番号２番について上程します。 農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、 〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。（〇〇委員退席） 再開します。 事務局から説明願います。
事務局 （小柳係長）	番号２番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないためです。価格は総額〇〇円で、１０ａ当たりの価格は田で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和７年４月２７日までの２年間です。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

１３番（坂井委員）　番号２番について説明します。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所なのですが、議案第２号３番で説明した場所になります。よろしくお願いいたします。

議　長　これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　本案の番号２番について、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。
暫時休憩とします。（〇〇委員着席）
再開します。

日程第７、議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
番号１番から番号２番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）　議案第４号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。
令和５年４月２８日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法

	律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。契約期間は、令和５年５月１０日から令和１５年５月９日までの１０年間です。貸付理由は、契約内容を変更して、引き続き農地の貸付を継続するためです。 調査書は別紙のとおりです。 番号２番、利用権の設定等を受ける者は、○○さん、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年５月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和５年６月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。 調査書は別紙のとおりです。 ご審議お願いします
議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
２番 **（近藤委員）**	番号１番について説明します。議案第２号１番で出ました案件と同じ場所です。内容については事務局説明のとおりです。よろしくお願いいたします。
１３番 **（坂井委員）**	番号２番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所なのですが、○○から○○ほど○○に行ったところの２筆になります。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	本案の番号１番から番号２番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

番号３番から番号４番について上程します。
農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。
暫時休憩とします。（〇〇委員退席）
再開します。

事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

番号３番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。なお、ポンプアップをしているなど圃場条件が悪いため、この価格となっています。対価の支払期限は令和５年７月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和５年８月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号４番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円、総額で〇〇円です。なお、過去に行った基盤整備代を買主側で負担している経過があることから、この価格となっています。対価の支払期限は令和５年７月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和５年８月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

ご審議お願いします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

１２番
（坂野委員）

番号３番について説明いたします。内容については事務局説明のとおりです。価格に関しては、水路をポンプアップしており、また整備もされていなくて、〇〇さんが整備しており、また、木が田んぼの真ん中にずっと生えていたらしく〇〇さんの方で撤去し、相当お金がかかったという事でこの金額になりました。場所は〇〇の近くの圃場です。

番号４番について説明させていただきます。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所は、先ほどの○○さんの隣の圃場になります。○○さんが基盤整備代を出したという事でこの金額になりました。よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　本案の番号３番から番号４番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。
暫時休憩とします。（○○委員着席）
再開します。

番号５番について上程します。
農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、
○○委員の退席を求めます。
暫時休憩とします。（○○委員退席）

再開します。

事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）　番号５番、利用権の設定等を受ける者は、○○、利用権設定等をする者は、○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で○○円、総額で○○円です。対価の支払期限は令和５年６月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和５年７月１日です。譲渡理由は、耕作できないためです。
調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします

議　長	引き続き、担当委員から補足説明を願います。
１２番 （坂野委員）	番号５番について説明します。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所に関しては、〇〇沿いの〇〇の向かいから〇〇に向かって右側の圃場になります。よろしくお願いいたします。
議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	本案の番号５番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。 暫時休憩とします。（〇〇委員着席） 再開します。 番号６番について上程します。 農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、 〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。（〇〇委員退席） 再開します。 事務局から説明願います。
事務局 （小柳係長）	番号６番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年５月１０日から令和１０年５月９日までの５年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。 調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

６番
（宮武委員）　番号６番についてご説明いたします。内容につきましては事務局ご説明のとおりでございます。場所につきまして、〇〇を少し過ぎて左側の圃場になります。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　本案の番号６番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。
暫時休憩とします。（〇〇委員着席）

再開します。

番号７番について上程します。
農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。
暫時休憩とします。（〇〇委員退席）

再開します。

事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）　番号７番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年５月１

０日から令和１０年５月９日までの５年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。
調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

６番（宮武委員）　番号７番についてご説明いたします。内容につきましては事務局ご説明のとおりでございます。場所については、〇〇から〇〇に向かい、〇〇の交差点を左に曲がり、〇〇ほど下がりまして、右側の圃場の位置となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　本案の番号７番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。
暫時休憩とします。（〇〇委員着席）

再開します。

番号８番から番号１０番について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）　番号８番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年５月１０日から令和１０年５月９日までの５年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号９番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡で成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和５年５月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和５年６月１日です。譲渡理由は、耕作できないためです。
調査書は別紙のとおりです。

番号１０番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年５月１０日から令和１０年５月９日までの５年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するためです。
調査書は別紙のとおりです。

ご審議お願いします。

議　長　引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

１０番（金子委員）　番号８番について説明します。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所については、〇〇から〇〇ほど〇〇側に下がって行くと〇〇さんの自宅があります。そこの裏手になる一角です。どうぞよろしくお願いいたします。

１６番（伊藤委員）　番号９番についてご説明します。内容については事務局説明のとおりとなっております。場所ですけれども、〇〇から〇〇方面に〇〇を〇〇ほど戻って、〇〇さんの住宅があるのですけれども、その左にある圃場となります。よろしくお願いいたします。

１１番（安田委員）　番号１０番について説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇から〇〇方面に曲がる交差点がありますが、そこを、〇〇方面と逆の方の〇〇の方へ上がって行きますと〇〇さんの住宅があり、向かいにある一区画となります。よろしくお願いいたします。

議　長	これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。
全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	本案の番号８番から番号１０番については、原案のとおり決定し､その旨町へ通知します。 日程第８、報告第１号、後志地方農業委員会連合会定期総会についてと日程第９、報告第２号、地区別農業委員会会長・事務局長会議について、一括して事務局から報告願います。 事務局から説明願います。
事務局 **（小柳係長）**	報告第１号後志地方農業委員会連合会定期総会についてと、報告第２号地区別農業委員会会長・事務局長会議については関連がありますので、併せて報告させていただきます。 まず、後志地方農業委員会連合会定期総会についてですが、４月１４日に倶知安町で開催され、会長と私の２名で出席して参りました。 午前中に中井会長が令和４年度の監査を行い、その後、役員会を開催し、議案の審議を行い、午後から定期総会が開催されました。 議事としましては、人事異動により新たに農業委員会事務局長となられた４名の紹介と事業報告のあと、会計収支決算、基金の決算・管理状況報告と会計検査報告が承認され、令和５年度の事業計画、市町村負担金、収支予算についても承認されております。なお、発生した余剰金について、新たに２０万円を基金に積み立てまして、令和４年度末の基金総額につきましては２４８万円となっております。 そして議案の審議が終わった後に、後志地方連の役員改選についてが議題となりました。現在、後志地方連の会長は共和町の農業委員会会長の今村会長で、事務局も会長選出農業委員会の共和

町ですが、今年の８月までが任期であり、後任の地方連会長は山麓ブロックから選出することとなっており、７月頃に役員会を開催し、今説明した会長を含む役員選出についての協議を行う予定です。

次に北海道農業会議の監事についてが議題となり、これについては道央・道南・道東北の各ブロックから１名づつ選任され、２年の任期のものとなっております。現在道南ブロック（後志・胆振・日高・渡島・檜山）からは令和４年度から日高が監事選出地区となっており、ある程度の輪番制となっていることから、次回の令和６年度の選出は後志が選出地区となる予定とのことでした。

最後に地方連における今後の行事予定についてなのですが、５月２９日から３０日に東京にて北海道選出国会議員要請集会と、北海道４区選出国会議員地方連単独要請行動及び全国農業委員会会長大会が行われ、当町からは中井会長と高田事務局長が出席予定となっております。

続きまして、定期総会終了後に開催されました、北海道農業会議による会長・事務局長会議についてですが、農業委員会を巡る情勢や、令和６年度農業政策・予算に関する要望書について、農業者年金の加入促進と農業委員会代表者等の個人会員からの会費の徴収について、令和５年度における会議・研修会等開催予定についてが議題となりました。

その中で農業会議が国に提出する、令和６年度農業政策と予算に関する要望について、全道の農業委員会から寄せられた要望・意見について北海道農業会議の水尻主幹から説明があり、その中でも、水田活用直接支払交付金制度の見直しに係る畑地化支援について、令和５年度の畑地化関連予算総額が２７２億円の中、北海道内における畑地化支援に関する要望額が６００億円以上となっており現時点において予算が不足していると指摘されている状況にあるため、令和６年度以降、十分な予算の確保に努めるよう要望するとのことでした。

最後に農業委員会代表者等の個人会員からの会費の徴収に関する検討について、北海道農業会議の幅野部長から説明がありました。現在、農業会議に対して市町村への負担金の他に、任意で個人会員（会長）からの会費の徴収を行っていますが、あくまで任意のため、農業委員会設置者である市町村が農業会議の会費を負担しているため別途会長が会費を負担する理由が無いこととし

て、全体の約９割の自治体と同様に当町では会費の徴収は不可能と回答しておりました。
　しかし、今後現在の傾向が続くと、今後の農業会議の運営に支障を生じる可能性があることなどから個人会員からの会費徴収の可否を検討するとのことでしたが、会議終了後に提出した、この件に関するアンケートには、「説明の内容は理解できたが、個人会員の個人負担とするのではなく、各市町村の負担金の増額で対応することは可能かどうか検討していただきたい。」と、回答いたしました。
　以上で報告を終わります。

議　長　ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　以上で、よろしいですか。
　続きまして、その他の報告を事務局からお願いします。

事務局長（高田局長）　次回総会は、５月３１日（水）午後１時３０分からを予定しております。
　なお、東京にて５月２９日に地区選出国会議員への要請活動、翌３０日には全国農業委員会会長大会が開催され、会長と私が出席予定となっておりますので、ご報告いたします。
　また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

　冒頭、会長からもお話のありました、先月総会にて報告させていただいた、非農地判断した土地地目変更登記に係る要望書について、皆様からの修正等ありませんでしたので、先月配布させていただきました内容により、この後、農地専門委員長、副委員長、会長、代理の４名にて、町長に提出する予定となっております。
　なお、この意見書の要望内容につきましては、農業委員会の農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールによって、非農地と判断された土地について、町の職権により、法務局と協議し地目の修正を行ってほしいというものですが、これが実現する運びとなった際には、町や事務局、土地所有者等の意向による乱用を防ぐ

ため、対象となる土地につきましては、土地所有者への確認はもちろんのこと、農地専門委員会や農業委員会総会にて承認を得た土地のみを対象とするよう、農地パトロールから地目変更までの流れとルールを定めて進めてまいりたいと思います。

以上で私からの報告を終わります。

事務局
（小柳係長）

先月の総会で協議いたしました最適化活動の目標の設定の変更について、右上に修正後・修正前と書かれているホチキスで２枚止めしている資料をご覧ください。

その中で１枚目の変更後の下段の既存遊休農地の解消について、赤字で記載している３カ所が変更となった部分です。

経緯としましては、先月総会の前に道の振興局から令和４年度の数値を記載する旨指示があったのですが、４月に入り、北海道農業会議から、令和３年度の数値を記載する旨、話があり、そのとおり修正いたしました。

以上です。

議　長

閉　会　宣　言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第３４回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後３時００分終了

議　長

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　㊞

署名委員　　㊞

署名委員　　㊞